

～ごみ出しの支援を行っています～ (ふれあい収集)



熊本市では、ごみをごみステーション（収集場所）まで出すことが困難な方に対する支援として、自宅の玄関前など、事前に取り決めた場所に出されたごみを収集に伺います。
(収集日の朝8時30分までにお出しください)

※ごみ出しがない場合、呼び鈴を押すなどして応答を求め、応答がない場合は、申請書に記載された緊急連絡先に電話で連絡します。(希望者のみ)

対象となる方

ふれあい収集を希望する方とその方と同居する全ての方が次のいずれかに該当するため、ごみステーションまでごみを出すことが難しく、他の協力を得ることができない方

- (1) 要介護1～5までの方
- (2) 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
(肢体不自由または視覚障害の方のみ)
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- (4) 療育手帳Aの交付を受けている方
- (5) 上記の(1)～(4)までに該当しないが、その他、何らかの事情でごみをごみステーションまで出すことが困難と認められる方。



申請に必要な書類

(1) 熊本市ふれあい収集申請書(様式第1号)

ホームページからダウンロードしてください。区役所総務企画課の窓口にもございます。

(2) 要介護度や障害の等級などが確認できるもの(同居する方全員分)

・要介護度1～5の方

介護保険被保険者証などの写し(氏名、生年月日、要介護度、認定期間の記載があるもの)

・身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている方

各手帳等の写し(氏名、生年月日、障害の名称、等級などの記載があるもの)

・その他、何らかの事情でごみをごみステーションまで出すことが困難な方

ケアマネジャーや相談支援専門員など親族以外の方で対象者の生活状況を把握している方が記入した意見書(様式第2号)と介護保険被保険者証などの写し

提出先

※お住まいの区役所の総務企画課へ郵送又は窓口にご持参ください。

中央区総務企画課 〒860-8601 中央区手取本町1-1 TEL: 096-328-2610

東区 総務企画課 〒862-8555 東区東本町16-30 TEL: 096-367-9121

西区 総務企画課 〒861-5292 西区小島2丁目7-1 TEL: 096-329-1142

南区 総務企画課 〒861-4189 南区富合町清藤405-3 TEL: 096-357-4112

北区 総務企画課 〒861-0195 北区植木町岩野238-1 TEL: 096-272-1110

注意事項等

・家の中に入って収集することはできません。収集の際は、自宅の玄関前など、事前に取り決めた屋外の場所までごみを出していただく必要があります。

・集合住宅にお住まいの方で、住宅の共用部分(玄関ドア前の通路部分など)にごみを出す場合は、事前に住宅の管理者の了承を得てください。

また、オートロックマンションの場合、利用者自身に開錠していただき玄関前で収集します(ご不在時は収集できません)。

・対象となる方の調査を行う上で必要となる地図の添付にご協力ください。提出がない場合は、電話で確認することとなりますので、予めご了承ください。

・ごみを出す際は、市の分別ルールを守って、通知に記載された曜日の朝8時30分までに事前に取り決めた場所に出してください。

・熊本市のごみ出しルールにもとづき、一度に出せるごみの量は原則、1人につき45ℓのごみ袋2袋相当まで、3人以上の世帯の場合、5袋相当までです。

・定期収集を行っている全ての品目のごみを収集いたします。品目ごとに袋に入れて出してください。「燃やすごみ」「埋立ごみ」は、指定袋を使用してください。

・大型ごみの収集はできません。大型ごみの収集は、ごみゼロコール(電話:0570-00-5374)へお申込みください。

・ふれあい収集を中止する場合や対象となる要件を満たさなくなった場合、ケアマネジャーや相談支援専門員等に変更があった場合には、廃棄物計画課(096-328-2359)まで速やかにご連絡ください。

申請から収集開始まで

区役所総務企画課

① 申請書等受付

② 申請書・添付資料転送



廃棄物計画課



⑥ 審査・通知

③ 訪問等調査依頼



⑤ 調査結果報告



クリーンセンター

④ 訪問等調査



・申請書類と訪問等調査をもとに審査し、「ふれあい収集」の可否を廃棄物計画課から通知します。
※却下の場合も通知します。

⑦ 収集開始



・申請受付の翌月までに、クリーンセンターの職員が訪問等調査に伺い、身体状況やごみ出し場所の確認などを行います。

※訪問等調査の日時の連絡は、申請者の方に電話で行います。

訪問等調査の日時の連絡を申請者以外の方にする必要がある場合は、申請書を提出する際に申し出てください。